

環境省政策体系及び目標

注) 関連する事務事業は、基本的にはここに記載するとおりとするが、政策評価を効果的に行うため、実施する過程において必要に応じ改定を行えるものとする。

各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策

基本施策 - 3 環境パートナーシップの形成

(施策番号) (評価対象施策)

-3 環境パートナーシップの形成

(目標) NGO、企業等の各主体間のネットワークの構築や情報の交換により、環境パートナーシップの形成を促進する。

(下位目標)

1. 地球環境パートナーシッププラザ及び環境パートナーシップオフィスを活用して各主体間の交流ネットワークの構築による取組を促進する。
2. 地球環境基金からの民間団体が行う環境保全活動への支援を行うとともに、NGO等からの政策への提案を施策に反映する仕組みを構築し、パートナーシップによる政策形成を推進する。
3. 国民との直接対話による政策等に関する情報提供、意見交換等により政策の企画段階での参加を促進し、国民との直接対話を通じた政策の企画、立案、実施を図る。

(事務事業)

- ア. ネットワーク構築による取組の促進
- イ. パートナーシップによる政策形成の推進
- ウ. 国民との直接対話によるパートナーシップの促進